

平成27年12月18日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第90号議案 古賀市企業立地促進条例の制定について

本案は市内における企業等の立地を促進するために必要な措置を講じることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に資するため、必要な事項を条例で定めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 平成26年4月1日に企業支援係が新設されて以降、各課との連携を図りながら、研究を積み重ねてきたもので、既存企業が他自治体へ移転することを防止するためであり、新たに企業を誘致することによって、雇用創出、安定した税収の確保を目指すことが、この条例の目的とのこと。
2. 支援措置の要件として、
 - ①指定地域（福岡県が策定し、国が同意する企業立地の促進に関する基本計画で集積区域と指定されている地域）での事業開始であること。
 - ②事業開始日が平成26年4月1日以降であること。
 - ③指定業種（○製造業 ○情報通信技術利用業 ○情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 ○卸売業 ○道路貨物運送業、倉庫業、梱包業 ○自然科学研究所）であること。
 - ④常時雇用従業員数が5人以上であること。
 - ⑤投下固定資産総額が2億円以上であること。
 - ⑥その他（市税等滞納がないこと、法令違反がないこと、暴力団がらみがないこと）等、があるとのこと。
3. 支援措置としては三つあり、

①固定資産税の課税免除

事業開始（事業所を新設または増設し、事業を開始すること）に伴い建築（増築）した家屋または構築物、取得した土地に課税する固定資産税を3年度分課税免除する。

②雇用奨励金の交付

新規に正規雇用し、その従業員が古賀市に在住している（した）場合に、一人当たり12万円を交付する。本社機能を設置した場合は、一人当たり24万円を交付する。

③本社等立地交付金の交付

本社機能の設置を行った事業者に対して、正規雇用している従業員が古賀市に転入した場合に転入に要する費用と、本社機能の設置に要する事務的経費や、本店登記をした場合に登記費用相当額を交付する等があるとのこと。

4. 立地企業に対する地方税の課税免除等を行った地方公共団体に対して、企業立地促進法の中で、減収額の75%は国から3年間普通交付税による補てんが行われるとのこと。（ただし、財政力指数が0.67未満の市町村に限る）

【意見】

（賛成意見）

・地域の活性化、市の発展ということにもつながる条例提案なので、しっかりと取り組んでいただきたい。地域に対する雇用税収面での貢献もあり、地域経済の維持活性化に向けて、新規企業はもとより、既存の企業が古賀市で引き続き操業していただくための環境条件整備の一つとして、効果は期待できるという立場から、一定の公金をつぎ込むことについては根拠があると思い、検証の仕組みを求めて賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第91号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令その他の関係法令が公布され、その一部の規定については、平成28年1月1日又は同年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 地方税法の改正により、地方税の猶予制度が見直され、猶予に係る一定の事項について条例で定める仕組みとなったことから、市税条例の規定の整備を行うものである。

2. 猶予制度としては徴収猶予と換価の猶予の二つがあり、徴収猶予とは、災害、疾病、その他の事情により、一時に納税ができない場合において、納税資金調達の時間的余裕を与えるため、一定期間徴収を猶予するものであり、換価の猶予とは、滞納処分を直ちに行うことにより、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがある場合で、滞納者が納税について誠実な意志を有する場合に、一定期間換価処分を猶予する、納税者の立場を考慮した措置とのこと。
3. 地方税法改正で、条例に委任された項目は、納付の要件、担保の徴収基準、申請に係る補正の手続、申請期間（当該申請に係る徴収金の納期限から3カ月以内）などであるとのこと。
4. たばこ税の税率の見直しについて、低価格で販売されている旧3級品については国及び地方のたばこ税の特例税率の廃止という見直しが行われることになり平成28年4月から平成31年4月にかけて、4年間4段階で税率の引き上げを実施し、一般の紙巻きたばこと同等の税率に引き上げることとなっているとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第95号議案 土地の取得について

本案は花見東地区公園整備事業用地として、公園整備予定地の一部を取得するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 地域の方々が早期の完成を望んでいることから、早急な工事発注を行いたいということと、残る用地についても見込みがついたということで、一部を残して（全8筆の内、1筆を除く7筆）の契約とのこと。
2. 所在地及び地番 古賀市花見東四丁目1917番9 他6筆
地 積（7筆合計） 5,546.17㎡
3. 取得価格 182,444,176円
4. 残り一筆（769.46㎡）の見込みについては、前向きな回答をいただいているとのこと。
5. 工事着手前の段階で、地元説明会等を開催する予定とのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第96号議案 工事請負変更契約の締結について 農業集落排水事業 薦野・米多比地区処理施設工事（土木工事）

本案は株式会社浅川組九州営業所と工事請負契約を締結し施工中であるが、設計変更及びそれに伴う工期の延長等により、契約金額を増額する必要が生じたので、その者と工事請負変更契約を締結するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 工事請負変更案件の主な要因である鋼矢板の打設において、当初設計ではバイプロハンマー単独施工としていたが、現況の地盤が想定よりも堅く、硬質地盤クリア工法に変更になり結果的に工期のほうも延長することになったとのこと。
2. ボーリング調査の箇所数は、事前の設計時点で2カ所、工事施工中に1カ所、合計3カ所のボーリング調査を実施したとのこと。
3. 工期については、当初1月20日の予定を、3月28日に変更している。供用開始については、今回の工期の変更に伴う遅れは生じないとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第97号議案 市道路線の認定について

本案は道路法第8条第1項の規定に基づき、下記14件の市道路線を認定するものである。

- ① 千鳥・栗原線につきましては、起点(千鳥一丁目1612-390番地先)から終点(庄字栗原37-3番地先)までの延長2,883m、幅員15.18m、面積43,770㎡
- ② 浜山・松林線につきましては、起点(千鳥四丁目1612-586番地先)から終点(千鳥四丁目1612-570番地先)までの延長494.6m、幅員16m、面積7,913.6㎡
- ③ 舞の里132号線につきましては、起点(舞の里一丁目21-19番地先)から終点(舞の里一丁目22-5番地先)までの延長79.3m、幅員16m、面積1,268.8㎡
- ④ 高田34号線につきましては、起点(久保字流1642-2番地先)から終点(久保字流1643-1番地先)までの延長163.5m、幅員6m、面積981㎡
- ⑤ 高田35号線につきましては、起点(久保字流1645-3番地先)から終点(久保字流1651-1番地先)までの延長298.5m、幅員6m、面積1,791㎡

- ⑥ 高田36号線につきましては、起点(久保字流1647-7番地先)から終点(久保字流1646-1番地先)までの延長36m、幅員6m、面積216㎡
- ⑦ 高田37号線につきましては、起点(久保字左屋1337-1番地先)から終点(久保字左屋1338-1番地先)までの延長47m、幅員9m、面積423㎡
- ⑧ 鹿部81号線につきましては、起点(日吉二丁目1310-10番地先)から終点(天神五丁目546-1番地先)までの延長806m、幅員2.31m、面積1,864㎡
- ⑨ 庄67号線につきましては、起点(今の庄三丁目232-9番地先)から終点(今の庄三丁目217-12番地先)までの延長125m、幅員8.26m、面積1,033.38㎡
- ⑩ 花見152号線につきましては、起点(花見東七丁目1925-225番地先)から終点(花見東七丁目1925-221番地先)までの延長85m、幅員6.65m、面積566㎡
- ⑪ 町川原72号線につきましては、起点(青柳町字三瀬原245-12番地先)から終点(青柳町字三瀬原245-6番地先)までの延長70m、幅員4.28m、面積300㎡
- ⑫ 舞の里133号線につきましては、起点(舞の里三丁目23-19番地先)から終点(舞の里三丁目21-1番地先)までの延長40m、幅員6m、面積240㎡
- ⑬ 五楽53号線につきましては、起点(駅東四丁目872-13番地先)から終点(駅東四丁目886-299番地先)までの延長135m、幅員5.11m、面積690㎡
- ⑭ 古賀137号線につきましては、起点(天神三丁目1287-128番地先)から終点(天神三丁目1287-272番地先)までの延長275m、幅員5.35m、面積1,472㎡

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. ④から⑦は、高田土地区画整理事業に伴い整備された新設道路とのこと。
2. ⑧は、古賀ゴルフ場から旧西鉄宮地岳線花鶴鉄道橋跡地までで、将来的に通学路になる見込みがあるとのこと。
3. ⑨⑩は、新住宅地の新設道路とのこと。
4. ⑪⑫は、同一路線が二箇所あったためとのこと。
5. 委員全員で現地確認を行いました。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第98号議案 市道路線の変更について

本案は道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 汐入・花見線 起点(天神六丁目577-1番地先)から終点(花見東三丁目1952-36番地先)までの延長2,751.93m、幅員12m、面積33,023.16㎡を
起点(天神六丁目577-1番地先)から終点(久保字花見1818-24番地先)までの延長2,080m、幅員12m、面積24,960㎡へ変更するもの。
2. 小山田10号線 起点(小山田字恵内作222番地先)から終点(小山田字徳ノ尾279-1番地先)までの延長394.92m、幅員5.24m、面積2,072.18㎡を
起点(小山田字恵内作222番地先)から終点(小山田字恵内作264-1番地先)までの延長335.92m、幅員5.71m、面積1,918.18㎡へ変更するもの。
3. 委員全員で現地確認を行いました。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号議案 市道路線の廃止について

本案は道路法第10条第1項の規定に基づき、下記3件の市道路線を廃止するものである。

- ① 牟田・栗原線 起点(舞の里一丁目21-19番地先)から終点(庄字栗原37-3番地先)までの延長4,250.96m、幅員12.6m、面積53,584.07㎡
- ② 高田21号線 起点(久保字流1641-1番地先)から終点(久保字流1646-5番地先)までの延長294.3m、幅員2.99m、面積881.52㎡
- ③ 高田23号線 起点(久保字若ノ浦1279-4番地先)から終点(久保字若ノ浦1282-1番地先)までの延長140.58m、幅員7.45m、面積1,047.7㎡

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. ②と③は、高田地区開発に伴い廃止されるものとのこと。
2. 委員全員で現地確認を行いました。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。